

新冠町人事行政の運営等の 状況の公表について



新冠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成19年度の人事行政の運営等状況を公表します。

初めに、新冠町職員数については、平成19年4月1日時点で一般職158名、特別職（町長、副町長、教育長）3名の161名となっております。

平成19年度の任用については、新規採用者1名、退職者7名（内、定年退職者は3名）となっており、平成20年4月1日現在の職員数は156名（内、新規採用者1名）となっており、前年度と比べ5名減となっております。

次に、新冠町職員の給与については、民間企業の給与水準を適正に反映させている国家公務員の給与（人事院勧告）に準じ、議会の審議を経て条例により決定しております。なお、平成19年度の一般行政職の給与水準（ラスパイレス指数）は、国家公務員を100とすると、新冠町職員は95.4となっております。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

区分	平成19年 4月1日職員数	平成19年度中 採用者数	平成19年度中 退職者数	平成20年4月1日 新規採用者数	平成20年4月1日 人事異動等による増減	平成20年4月1日 現在職員数
特別職	3人	—	—	—	—	3人
町長部局	86人	—	▲3人	1人	▲2人	82人
教育委員会	19人	—	▲2人	—	1人	18人
議会事務局	3人	—	▲1人	—	1人	3人
農業委員会	2人	—	—	—	—	2人
簡易水道会計	2人	—	—	—	—	2人
下水道会計	2人	—	▲1人	—	—	1人
病院会計	25人	1人	—	—	—	26人
介護サービス会計	19人	—	—	—	—	19人
合計	161人	1人	▲7人	1人	—	156人

2 給与費の状況

(1) 給与支払額（平成19年度決算見込）

職員数 (A)	給与費					一人当たり給与費 (A/B)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	寒冷地手当	計(B)	
162人	608,474千円	122,107千円	238,050千円	15,654千円	984,285千円	6,076千円

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

区分	一般行政職（平成19年4月1日現在）		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
新冠町	316,600円	360,800円	40.8歳
国	325,724円	383,541円	40.7歳
北海道	354,147円	436,429円	43.6歳

(3) 職員の初任給と経験年数別平均給料月額

区分	初任給	一般行政職（平成19年4月1日現在）		
		10年以上 15年未満	20年以上 25年未満	30年以上 35年未満
大学卒	172,200円	265,700円	361,200円	423,600円
短大卒	152,800円	258,500円	357,600円	403,100円
高校卒	140,100円	235,300円	329,700円	407,100円

●お問い合わせ先 総務企画課総務グループ（☎47・2497）

(4) 職員手当の状況（平成 19 年度）

手 当 名	内 容	手 当 名	内 容
扶養手当 (毎月支給)	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者 13,000 円 ●扶養親族（配偶者を除く） 1 人につき 6,500 円 ※満 16 歳から 22 歳までの子供 1 人当り 5,000 円加算 	期末手当 勤労手当 (6 月・12 月支給)	期末手当 勤労手当 6 月期 1.4 月 0.725 月 12 月期 1.6 月 0.775 月 計 3.0 月 1.5 月 ・職制上の段階、職務の級による役職加算（5～15%）あり ※職務の級に応じ総支給額の 2%から 5%減額する
住居手当 (毎月支給)	<ul style="list-style-type: none"> ●借家等（12,000 円を超える者に限る）の場合、家賃に応じて 27,000 円を限度に支給 ●持ち家 2,500 円 	寒冷地手当 (11 月～3 月支給)	<ul style="list-style-type: none"> ●寒冷地に在勤し、常時勤務に服する職員に支給される手当で扶養親族の人数に応じて支給 支給額 145,300 円～ 44,000 円
通勤手当 (毎月支給)	(片道 2km 以上の者に限る) <ul style="list-style-type: none"> ●交通機関等を利用する場合 運賃の額 50,000 円を限度に支給 ●自家用車を利用する場合 通勤距離に応じて 2,000 円から 24,500 円の範囲で支給 	特殊勤務手当 (勤務実績)	<ul style="list-style-type: none"> ●著しく危険、不快、不健康その他特殊な勤務についてときに支給（夜間看護手当、X線手当の 2 種類）
管理職手当 (毎月支給)	<ul style="list-style-type: none"> ●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長相当職 給料月額 8% 補佐相当職 給料月額 6% 	時間外勤務手当 (勤務実績) 宿日直手当 (勤務実績)	<ul style="list-style-type: none"> ●正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給 ●宿直勤務、日直勤務を命ぜられた職員に支給 医師 1 回につき 15,000 円 その他 1 回につき 4,200 円未満

(5) 特別職の報酬等の状況（平成 19 年度）

職 名	月 額	期末手当	
町 長	750,000 円	6 月期	1.9 月
副町長	609,000 円	12 月期	2.0 月
教育長	562,000 円	計	3.9 月
議 長	280,000 円	6 月期	1.0 月
副議長	230,000 円	12 月期	2.0 月
議 員	205,000 円	計	3.0 月

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

始業・就業時刻	8 時 30 分から 17 時 15 分まで
休憩時間	12 時から 13 時まで
休息時間	平成 19 年度より廃止

(2) 休暇

休暇の種類	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
有給休暇付与日数	年間 20 日 ※繰越可能（限度 40 日） 平成 19 年平均使用日数 8.8 日/人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

処分の種類	休職
人数	1 人

(2) 懲戒処分

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
人数	—	—	—	—

5 職員の研修状況

研 修 名	参加人数
初任者研修会（新冠町）	2 人
職員初級研修会（新冠町）	2 人
職員中級研修会（新冠町）	—
市町村職員研修会（法制執務、税務会計）（札幌市）	5 人